

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第80号

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第8条」に、「第10条」を「第9条」に、「第17条」を「第16条」に、「第18条」を「第17条」に、「第21条」を「第20条」に、「第22条」を「第21条」に、「第23条」を「第22条」に改める。

第2条を削り、第2章中第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

第7条各号列記以外の部分中「第4条第3項」を「第3条第3項」に、「第5条第3項」を「第4条第3項」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第3項を削り、第3章中同条を第9条とする。

第11条第3項を削り、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条第3項を削り、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げ、第4章中第18条を第17条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り上げ、第5章中第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

別記様式中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)